

「札幌市子どもの見守り強化事業補助金」募集要項 Q&A

補助金の交付に当たって、下記のとおり疑問点などをまとめましたが、個別の状況によりますので、ご相談ください。

※ 「R3 年度子ども食堂活動支援補助金」募集要項 Q&A と重複している項目があるため、活動支援補助金募集要項 Q&A にない項目に★印を付けています。

<「1 補助対象事業」について>

★

Q1-1 1-(1)の「支援対象児童の状況を把握し、見守りを行う」とは、具体的にどのような活動か？

A1-1 子ども食堂など居場所での活動や居宅の訪問を通じて、以下の(1)を必ず実施し、必要に応じて(2)から(4)を実施することになります。

- (1) 見守りが必要な子どもの状況の把握・・・・・・・・・・・・・・・・(必須)
 - (2) 食事の提供
 - (3) 基本的な生活習慣の習得支援や生活指導
 - (4) 学習習慣の定着等の学習支援
- ・・・・・・・・(必要に応じて)

★

Q1-2 1-(1)の「支援対象児童」の見守りを行うには、どのような方法が可能か？

A1-2 子ども食堂など子どもの居場所での活動や居宅への訪問を通じて対面による実施を原則としつつ、ICT 機器を活用した通信手段を用いるなどして状況の把握を行うことも可能です。

ICT 機器を活用した通信手段により状況の把握をした場合は、訪問ではなく居場所による状況把握を行ったものとみなします。

★

Q1-3 1-(1)の「食事の提供」には、弁当のテイクアウトや配達も含まれるのか？

A1-3 子ども食堂など子どもの居場所での食事提供のほか、弁当のテイクアウト、配達も含まれます。

★

Q1-4 食事の提供をせず、学習支援の場を運営しているが、学習支援の場での「支援対象児童」の見守りを行う場合も補助対象事業となるか？

A1-4 A1-2 のとおり、食事の提供を必須としていないため、支援対象児童の状況の把握を行っていれば、補助対象事業となります。また、学習支援の場と子ども食堂との両方で支援対象児童の見守りを行う場合については、Q2-3 を参照してください。

★

Q1-5 1-(1)に「原則として月1回以上、(中略)支援対象児童の状況を把握し、見守りを行う」とあるが、活動自体必ず月1回以上行わなければならないか？

A1-5 世帯との関係性から月1回以上の状況把握が適当でない場合は、月1回以上でなくても差し支えありません。ただし、必ず年に複数回の状況把握による見守りを行ってください。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、居場所での活動や訪問での活動を見送る場合や、災害が発生した場合も、毎月の活動が行えないやむを得ない場合と考えられます。

★

Q1-6 1-(1)に、「原則として月1回以上、(中略)支援対象児童の状況を把握し、見守りを行う」とあるが、子どもと直接面会せずに、保護者等のみと面会し、子どもの状況を把握する方法でもよいか？

A1-6 子どもと直接面会して状況把握することが原則ですが、世帯の都合により面会することができなかった場合については、保護者等から聞き取った子どもの状況や、次回は子どもに面会したい旨を伝えたことなどを毎月札幌市に提出する【様式第10号】活動状況報告書に記載した場合は補助対象とします。

また、見守りが必要であるにもかかわらず、何か月も会えない場合や、保護者が子どもに会わせない場合など、子どもの状態が心配な場合は、各区家庭児童相談室または児童相談所等の相談支援機関にご相談ください。

★

Q1-7 1-(3)の「適切な相談支援機関の紹介や支援につなぐこと」とは具体的にどのようなことか？

A1-7

「相談支援機関」としては、区役所、保健センターをはじめ、学校、児童相談所などの行政機関のほか、NPO法人や地域団体など、子どもの健全育成や子育て家庭を支援する機関が幅広く存在します。そういった機関を保護者等に紹介してください。

また、必要に応じて、保護者の同意を得た上で、相談支援機関に直接情報を提供してください。

また、札幌市では、子どもの相談支援に豊富な経験を持つ「子どもコーディネーター」が、児童会館や子ども食堂などの居場所を巡回して、困りごとを抱えている子どもや家庭を早期に把握し、必要な支援につなげる取組を行っていますので、どこに相談してよいかわからないといった場合や、お子さんの様子が少し気になる程度からでも、気軽にご相談ください。

(子どもコーディネーターは札幌市若者支援総合センター内に配置、電話：011-223-4421、受付時間：10～18時まで、月～金曜日)



Q1-8 1-(3)の「適切な相談支援機関の紹介や支援」との関係で、児童虐待が疑われる状況を把握した場合はどうすればよいか？

A1-8 児童虐待が疑われる場合は、各区家庭児童相談室や児童相談所へ相談してください。子どもの様子で留意する点や相談窓口の連絡先等については、別紙「札幌市児童虐待防止ハンドブック<ダイジェスト版>」を参照してください。

Q1-9 2-(2)の「開催場所を所管する札幌市保健所又は区保健センターへの相談」は必須か？また、活動を継続している団体は、補助申請前に改めて相談に行く必要があるのか？

A1-9 新たに開設する団体については、衛生管理に関して、開催場所を所管する札幌市保健所食の安全推進課又は区保健センターに事前相談をしていただくことが条件です。また、既存の団体については、開設前に相談済みであれば、再度相談することを条件とはしていませんが、子どもの衛生管理を適切に行っていただくことは、継続的に事業を実施していただくために最も重要なことですので、衛生管理に関してご不明な点があればご相談いただき、指導・助言に応じて運営していただくようお願いいたします。なお、営業許可の届け出の必要性等に関しても、同様に、開催場所を所管する札幌市保健所又は区保健センターへご確認ください。

Q1-10 2-(2)の「アレルギーの有無等に十分配慮する」とは、具体的に何をすれば良いのか？

A1-10 アレルギーの有無等への配慮については、①全員に確認し、個別に対応する（代替品を用意する、アレルギー食品を含む食品、材料を明示する等）、もしくは②アレルギーへの対応をしていないことを周知する、の2通りが考えられます。

Q1-11 3-(1)の「営利を目的とした事業」について、普段は飲食店や喫茶店を営んでいるが、休業日に子ども食堂を開催する場合、補助金の申請は可能か？

A1-11 飲食店や喫茶店を営む団体や企業も申請は可能ですが、営業活動とは明確に切り離し、定休日や営業時間外などに実施していただくことが必要です。また、必要経費についても、営業部分と分けて管理し、報告いただくことが必要であり、営業経費を按分して算出した経費や営業時にも使用する備品の購入などは補助対象となりません。

Q1-12 3-(4)「国、北海道、市から他の補助金の交付を受けていないこと」とあるが、子ども食堂の活動について、他の補助金と補助対象となる経費を分けて、2つの補助金を併用して交付を受けることは可能か？

A1-12 子ども食堂の活動自体に対し他の補助金の交付を受けている場合において、対象経費が重ならなくても、事業が同じ場合は併給不可となります。なお、民間団体等の助成金との併給は可能です。

<「2 対象団体」について>

Q2-1 「札幌市内に住所を有する地域住民で組織し活動する団体、又は札幌市内で活動する団体」とはどのような団体か？

A2-1 NPO 法人や企業のほか、子ども食堂運営のために立ち上げた任意団体などとなります。法人格の有無は問いません（個人での申請はできません。）。

Q2-2 複数の団体が共催で実施する場合も申請できるか？

A2-2 申請可能です。添付書類の役員名簿、団体の定款等はそれぞれの団体分を提出していただくことになります。

Q2-3 一つの団体が複数の事業実施主体となる子ども食堂等を運営している場合、それぞれの子ども食堂で申請することは可能か？

A2-3 一つの団体が複数の子ども食堂等での事業を補助対象事業として申請することは可能ですが、1 団体あたりの上限は 50 万円までとなります。

<「4 補助金額及び補助対象経費」について>

★

Q3-1 表の欄外の「※2 次の経費は対象外です」とあるが、「支援対象児童以外に対して行う取組に係る経費」とはどの費目か？

A3-1 「食材購入費」及び「運搬費」については、支援対象児童以外の方にかかった経費は対象外経費となります。

★

Q3-2 支援対象児童以外にも食事提供や弁当の配食をする場合、「食材購入費」はどのように計算すればよいか？

A3-2 次のように計算してください。

- ① 調理した食事を居場所で提供する場合若しくは調理した弁当を居場所で配布又は家庭へ配食する場合、
【その日の食材購入費全額】 ÷ 【その日に提供した総食数】
× 【提供した支援対象児童数】
- ② 購入した弁当を居場所で提供、配布又は家庭へ配食する場合、
【弁当 1 つあたりの購入実費】 × 【提供した支援対象児童数】

※ 食材購入費は事業終了後に提出していただく「事業収支決算書」で多少複雑な計算が必要になるため、食材購入費を補助対象経費の支出額に含めて申請したい場合、申請前にご相談ください。

★

Q3-3 「運搬費（弁当等の配送費）」が補助対象経費として認められるのは、どのような場合か？

A3-3 ① スタッフによる配送の場合

スタッフに渡した交通費の実費のうち支援対象児童世帯への配送分は補助対象経費となります。この場合、スタッフの受領印のある領収書を提出してください。

② 宅配業者等に配送を委託する場合

支援対象児童世帯に配送した分の配送料になります。支援対象児童世帯分のみ領収書が提出できない場合はご相談ください。

★

Q3-4 Q3-3の答えに「②宅配業者等に配送を委託する場合」とあるが、配送を委託した場合、支援対象児童の状況把握や見守りはどのように行えばよいか？

A3-4 宅配業者等に配送を委託する場合、弁当等の配送とは別に訪問するなどして状況把握や見守りを行ってください。

状況把握できた場合のみ、補助対象経費とします。

★

Q3-5 「食材購入費」と「運搬費」は支援対象児童分のみが補助対象となるが、それ以外の経費が全額対象経費となるのはなぜか？

A3-5 食事提供にかかる食材購入費については、支援対象児童とそれ以外の方への提供にかかった経費が、人数の割合をかけることで算出できます。また、運搬費についても、A3-3のとおり、支援対象児童分の切り分けが可能です。しかし、それ以外の経費については、かかった経費のすべてが事業の実施に必要な経費と考えられるためです。

会場使用料を例にとると、その日の利用者数全員が支援対象児童だった場合と、利用者数の一部が支援対象児童だったときとでかかる会場使用料が同じであるため、支援対象児童の割合をかけて補助対象経費とする計算は必要ありません。

★

Q3-6 「食材購入費」の欄に、「支援対象児童分の代金を差し引く。」とあるが、どういう意味か？

A3-6 Q3-2の計算により、支援対象児童分の食材購入費を算出した後、その金額から、支援対象児童分の食事提供・弁当の代金として受領した金額の合計を差し引いてください。

★

Q3-7 スーパー等で購入した弁当を配布することは可能か？

A3-7 弁当を購入する場合には、原則として飲食店等に調理を委託した上で購入してください。スーパーなどの小売店等で一般販売されている弁当を購入して提供・配布する場合には食品販売業の登録等が必要となるため、事業実施場所を所管する札幌市保健

所又は区保健センターに事前に相談してください。

Q3-8 事業の実施のための打合せ等の会議は、会場使用料の対象となるか？

A3-8 会合や会議等の開催経費は補助対象外となります。

★

Q3-9 チラシ印刷のためのパソコン・プリンター等の事務用品や ICT 機器は対象となるか？

A3-9 パソコン・プリンター等の電子機器や他の使用目的と区別できないインクなどは補助対象外となります。

ただし、支援対象児童の状況把握を行うために ICT 機器を活用する場合のリース料は補助対象経費となります。

Q3-10 「その他の経費」はどういった費用であれば認められるか？

A3-10 募集要項に補助対象経費又は対象外経費として記載した費用以外で、事業の実施に不可欠であり、特に必要なものについては、認められる場合があります。

★

Q3-11 (1) 補助金額に「ただし、(2) の補助対象経費の合計額が (中略) 補助金額に満たない場合は、合計額を限度とします。」とあるが、どういう意味か？

A3-11 上限を 50 万円とし、「支出合計」と「補助単価による算出額」を比べて、合計額が低い方が補助金額となります。

「支出合計」が「補助単価による算出額」を上回る場合を【様式第 3 号】事業収支計画書と【様式第 14 号】事業収支決算書の記載例としていますが、「補助単価による算出額」が「支出合計」を上回る場合は、ご相談ください。

< 「5 申請方法」について >

Q4-1 事業を開始することは決定しているが、事業の内容の詳細がまだ定まっていない場合でも申請は可能か？

A4-1 主な事業内容が定まっている場合には、開始日や時間など事業内容の詳細が定まっていない場合でも申請することが可能です。団体を立ち上げていないなど、補助対象に満たないと判断される場合は申請できません。

また、申請後に内容を変更される場合、札幌市子どもの見守り強化事業補助金変更・中止・廃止承認申請書（様式第 7 号）を提出するなど、事前に札幌市の承諾が必要です。内容によっては変更を認めない場合や交付決定を取り消す場合もありますので、主な事業内容は申請時までには精査していただきますようお願いいたします。

Q4-2 「団体の定款若しくは会則又はこれに代わるもの、役員等の名簿」とあるが、これらを作成していない場合は申請できないのか？

A4-2 いずれも補助の申請に必要ですので、これまで備えていなかった団体については新たに作成をお願いします。また、どのように作成してよいかわからないなど、ご不明な点をご相談ください。

Q4-3 申請書や実績報告書等に記載する内容を誤った場合の修正は、訂正印が必要か？また、シャープペンシルや消せるボールペンでの記載による提出は認められるか？

A4-3 申請書や実績報告書等の記載は、黒のボールペン等を使用し、修正に当たっては、修正液等を用いず、代表者印で訂正印を押してください。

Q4-4 申請書（様式第1号）、変更・中止・廃止承認申請書（様式第7号）、交付申請取下書（様式第11号）完了報告書（様式第13号）、に押印はしなくてよいのか？

A4-4 上記の書類については、押印不要です。

Q4-5 新型コロナウイルス感染症の影響により、現在活動休止中であるが、申請は可能か？

A4-5 現在、活動休止中の場合でも、事業計画書に休止期間及び再開予定日を記載した上での申請が可能です。

<「8 事業終了後の手続き」について>

Q5-1 概算払いはどのようなときに認められるか？

A5-1 自己資金がない等の理由により、必要と認められる場合に概算払いとして事前に補助金をお支払いします。ただし、事業の内容や場所、開始時期が具体的に示されているなど、事業の実施が担保されている場合に限ります。

Q5-2 領収書の宛名はどう記載すればよいか？また、領収書の提出に当たって注意すべきことはあるか？

A5-2 領収書の宛名については、申請団体名と同じ名前としてください。また、領収書の提出に当たっては、以下の点に注意してください。

- ① 原本ではなく、コピーを添付
- ② コピーはA4サイズ
- ③ コピー時に複数の領収書が重なり合わないようにする。
- ④ 宛先を必ず記載
- ⑤ 日付を記載
- ⑥ 但書を記載 ※具体的な品名を記載、別添可

★⑦領収書発行者の押印が必要

※領収書の代わりにレシートを添付していただいても構いませんが、購入したものがわかるようにしてください。

Q5-3 領収書が添付できない経費があった場合、どのように報告すればよいか？

A5-3 必要経費として認められるものは、領収書等、活動の実施に要した経費を支払ったことを証する書類の写しが提出できるものです。領収書が添付できない経費については、それに代わる書類（支払い先の証明書類など）の提出が必要です。

<「10 その他、申請に当たっての留意事項など」について>

Q6-1 補助決定後の事業変更は認められるのか？

A6-1 申請後に内容を変更される場合、事業変更・中止・廃止承認申請書（様式第7号）を提出するなど、事前に札幌市の承諾が必要であり、申請していただいた内容により、個別に審査します。

Q6-2 事業内容の軽微な変更であっても、すべて、事業変更・中止・廃止承認申請書（様式第7号）の提出が必要となるのか？

A6-2 様式第7号の提出が必要となるのは、すべての変更等ではなく、下記のような軽微な変更等については、提出不要です。なお、疑問が生じた際には、子どもものくらし支援担当課にご相談ください。

<変更・中止・廃止承認申請書が不要となる例>

【補助金交付申請額に関する内容】

- ・購入品の変更
- ・補助対象経費における内訳金額の変更
- ・内容の変更を伴わない予算額の増減

【実施内容等】

- ・事業内容や方法、安全面・衛生面での留意事項やアレルギーへの対応の軽微な変更
- ・運営スタッフの人数の若干名の変更

※実施場所や開催日時を申請時と変更する場合や、申請者情報（団体名、所在地、代表者住所、代表者の職・氏名、電話番号）が変更となる場合は、必ず、子どもものくらし支援担当課にその旨を連絡してください。

<募集期間について>

Q7-1 令和3年度中に、1回目の募集期間のほかに、追加募集や随時募集などを行う予定などはないのか？

A7-1 令和3年度の第1回目の交付決定後に、応募状況や予算の残額などを考慮し、追加募集等を行うかどうか判断します。

<その他>



Q8-1 「令和3年度子ども食堂活動支援補助金」との違いは何か？

A8-1 「令和3年度子ども食堂活動支援補助金」は、子ども食堂など、子どもの居場所づくり活動を新たに開始する場合や、これまでの居場所づくり活動の内容を拡充する又は機能の強化を図って取り組む場合にその経費を補助するものです。

一方、本補助金は、子どもの居場所づくりに限らず、訪問も含めて、見守りが必要な子どもに面会・面談して見守りを行う活動を補助するもので、居場所づくりの有無にかかわらず、子どもの見守りを行うために必要な経費を補助するものです。



Q8-2 「令和3年度子ども食堂活動支援補助金」の交付決定を受けたが、こちらの補助金の方の利用に変更したい場合はどうすればよいか？

A8-2 「令和3年度子ども食堂活動支援補助金」と事業内容が重複している場合にはこの補助金を利用することができないため、「令和3年度子ども食堂活動支援補助金」について取下書を提出していただいた上で、札幌市が交付決定を取消せば、この補助金の申請が可能となります。このため、補助金の利用を本補助金に変更したい場合は、ご相談ください。